

佐賀県県産木材生産拡大高性能林業機械レンタル支援事業費補助金交付要綱

平成 24 年 6 月 12 日付け林業第 389 号 制定
平成 26 年 3 月 25 日付け林業第 2411 号 改正
平成 28 年 9 月 23 日付け林業第 1333 号 改正
平成 29 年 4 月 12 日付け林業第 122 号 改正
平成 30 年 3 月 29 日付け林業第 1851 号 改正
平成 31 年 3 月 29 日付け林業第 1990 号 改正
令和 2 年 5 月 8 日付け林業第 255 号 改正
令和 3 年 4 月 19 日付け林業第 148 号 改正
令和 4 年 4 月 14 日付け林業第 116 号 改正

（趣旨）

第 1 条 知事は、県内において、高性能林業機械の活用を推進し、県産木材の生産を拡大するため、佐賀県森林組合連合会（以下、「補助事業者」という。）が行う県産木材生産拡大高性能林業機械レンタル支援事業（以下、「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和 53 年佐賀県規則第 13 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

（事業の実施期間）

第 2 条 本事業の実施期間は、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 箇年とする。

（補助事業者）

第 3 条 この要綱に基づく補助金の補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- （1） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （2） 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- （3） 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- （4） 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- （5） 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- （6） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- （7） 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 第 1 項の補助事業者は、前項の（2）及び（3）に掲げる者が、その経営に実質的に関与して

いる法人その他の団体又は個人であってはならない。

（交付の対象経費及び交付率）

第4条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、別表1のとおりとする。

（計画の承認申請）

第5条 事業主体の長は、計画承認申請書（様式第1号）を知事に提出し、その承認を受けるものとする。

2 事業主体の長は、別表1の重要な変更を行う場合においては、変更計画書（様式第1-1号）を作成し、第7条第2項に規定する変更承認申請書（様式第3号）に添付するものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 規則第3条に規定する補助金交付申請書は、様式第2号のとおりとする。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない部分については、この限りでない。

3 第1項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日までとし、その提出部数は1部とする。

4 規則第4条第3項に規定する補助金の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

（補助金の交付の条件）

第7条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）規則及びこの要綱の規定に従うこと。

（2）補助事業（本補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合においては、知事の承認を受けること。ただし、別表1の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更については、この限りではない。

（3）補助事業を行うため物品購入の契約を締結する場合は、佐賀県ローカル発注促進要領（平成24年10月9日付）のとおり県内企業と契約するように努め、原則として2人以上の者から見積書を徴すること。なお、単一の随意契約については、次に掲げる場合とし、その理由を契約関係の書類

に添付しておくこと。

ア 特許品、特殊技術製品又は特殊規格品でその取扱店が一店のみであり、事実上2人以上の者から見積書を徴することができないとき。

イ 一件の購入予定金額が10万円未満の契約に当たり、確実に契約の履行が確保できる見込みがあるとき。

(4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。

(5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類又は証拠物を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管すること。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、様式第9号の財産管理台帳その他関係書類又は物件を保管しなければならない。

(7) 同項(6)に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(8) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運営を図ること。

(9) 規則第22条本文の規定により、知事に承認を得て財産を処分したことにより収入のあった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納入させることがあること。

2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第3号のとおりとする。

(事業の着手)

第8条 事業の着手は、原則として補助金の交付決定の通知（以下「交付決定」という。）を受けた後に行うものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条に規定する実績報告書は、様式第4号のとおりとする。

2 第6条第2項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たっては、各事業主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第6条第2項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業主体にあっては、その金額が減じ

た額を上回る部分の金額)を様式第8号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

- 4 第1項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了後30日以内又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日(第10条第1項の規定により補助金の全額を概算払で交付した場合は、補助金の交付の決定に係る年度の翌年度の4月30日)のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

(完了検査)

第10条 知事は、第9条に基づく実績報告書の提出があったときは、補助事業者の立合いにより、速やかに完了検査を行うものとする。

- 2 前項に規定する完了検査は、完了検査復命書(様式第5号)に規定された項目を検査するものとする。

(補助金の交付)

第11条 この補助金は、知事が必要と認めた場合には、概算払で交付することができる。

- 2 規則第15条に規定する補助金交付請求書は、様式第6号及び第7号のとおりとする。

(財産処分の制限)

第12条 規則第22条第2号に規定する財産は、それぞれ1件当たりの取得価格又は効用の増加額が単価50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 規則第22条ただし書きの規定による財産の処分の制限をする期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間とし、同省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間とする。

(関係書類の整備)

第13条 事業主体の長は、貸借契約、施業図簿、補助金事務に関する書類を整備しておくものとする。

(補 則)

第14条 この事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、知事が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年度分の補助金から適用する。

(様式第 1 号)

番 号
〇〇 年 月 日

佐賀県知事 様

申 請 者 名

〇〇 年度佐賀県県産木材生産拡大高性能林業機械レンタル支援事業
計画承認申請書

佐賀県県産木材生産拡大高性能林業機械レンタル支援事業費補助金交付要綱第 5 条第 1
項の規定に基づき、計画書を添えて申請します。

(注) 添付資料

- 1 計画書 (様式 1 - 1)
- 2 誓約書 (様式 1 - 2)
- 3 協定書 (参考様式)

(様式 1 - 1)

〇〇 年度県産木材生産拡大高性能林業機械レンタル支援事業 (変更) 計画書 (実績書)
(単位 : 円)

区 分	No.	機種	事業体名	期間	補助対象経費	補助金額
賃貸借予定の高性能林業機械、補助対象経費と補助金額	1			〇〇 年 月 日 ~ 〇〇 年 月 日	貸借料	
	2			〇〇 年 月 日 ~ 〇〇 年 月 日	貸借料	
	3			〇〇 年 月 日 ~ 〇〇 年 月 日	貸借料	
	1			〇〇 年 月 日 ~ 〇〇 年 月 日	貸借料	
	2			〇〇 年 月 日 ~ 〇〇 年 月 日	貸借料	
	3			〇〇 年 月 日 ~ 〇〇 年 月 日	貸借料	
	1			〇〇 年 月 日 ~ 〇〇 年 月 日	貸借料	
	2			〇〇 年 月 日 ~ 〇〇 年 月 日	貸借料	
	3			〇〇 年 月 日 ~ 〇〇 年 月 日	貸借料	
	1			〇〇 年 月 日 ~ 〇〇 年 月 日	貸借料	
	2			〇〇 年 月 日 ~ 〇〇 年 月 日	貸借料	
	3			〇〇 年 月 日 ~ 〇〇 年 月 日	貸借料	
	1			〇〇 年 月 日 ~ 〇〇 年 月 日	貸借料	
	2			〇〇 年 月 日 ~ 〇〇 年 月 日	貸借料	
	3			〇〇 年 月 日 ~ 〇〇 年 月 日	貸借料	
	1			〇〇 年 月 日 ~ 〇〇 年 月 日	貸借料	
	2			〇〇 年 月 日 ~ 〇〇 年 月 日	貸借料	
	3			〇〇 年 月 日 ~ 〇〇 年 月 日	貸借料	
	1			〇〇 年 月 日 ~ 〇〇 年 月 日	貸借料	
	2			〇〇 年 月 日 ~ 〇〇 年 月 日	貸借料	
	3			〇〇 年 月 日 ~ 〇〇 年 月 日	貸借料	
	1			〇〇 年 月 日 ~ 〇〇 年 月 日	貸借料	
	2			〇〇 年 月 日 ~ 〇〇 年 月 日	貸借料	
	3			〇〇 年 月 日 ~ 〇〇 年 月 日	貸借料	
	合計				貸借料	

消費税を除いた金額を補助対象経費 (ただし、消費税免税業者又は簡易課税業者の場合は消費税を含む。) とし、補助金額は機種ごとに千円未満を切り捨てること

佐賀県森林組合連合会が協定を締結したレンタル業者の指定機種に限ること

必要に応じて行を追加すること

変更の場合は、二段書き (変更前を上段に括弧書き、変更後を下段) で記載すること

実績書の場合は、事業体ごとにレンタル機械にかかる施業内容、事業量、搬出材積量がわかる資料を添付すること。

(様式 1 - 2)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 7 7 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員 (同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1 の (2) 及び (3) に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

〇〇 年 月 日

佐賀県知事

様

住 所

(ふりがな)

氏 名

生年月日 (明治 ・ 大正 ・ 昭和 ・ 平成) 年 月 日

- 注 1 氏名欄は、本人が自署すること。ただし、法人の場合は、申請等に係る責任者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名とすることができる。
- 2 法人の場合にあっては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により確認を行うことができる場合は、この限りでない。

(様式第2号)

番 号
〇〇 年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住所
氏名

〇〇 年度佐賀県県産木材生産拡大高性能林業機械レンタル支援事業費補助金交付申請書

〇〇 年度において、下記のとおり佐賀県県産木材生産拡大高性能林業機械レンタル支援事業を実施したいので、〇〇 年度佐賀県県産木材生産拡大高性能林業機械レンタル支援事業費補助金 金 円を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県森林組合連合会県産木材生産拡大高性能林業機械レンタル支援事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の内容及び経費の配分 . . . 別紙1のとおり
- 2 事業完了予定年月日 〇〇 年 月 日
- 3 収支予算 . . . 別紙1のとおり

(別紙 1)

1 事業の内容及び経費の配分

(1) 事業の内容

(単位: 円)

事業区分	事業内容	備 考
1 助成事業		
2 推進事業		

(2) 経費の配分

(単位: 円)

事業細分	事業費	補助事業に要する経費 (又は要した経費) (A) + (B)	負担区分		備 考
			補助金(A)	その他(B)	
1 助成事業					
2 推進事業					○ ○ 費 ○ ○ 費 ○ ○ 費 ○ ○ 料 ○ ○ 料 円 円 円 円 円
計					

消費税を除いた金額を補助事業に要する経費(ただし、消費税免税業者又は簡易課税業者の場合は消費税を含む。)とし、補助金額は機種ごとに千円未満を切り捨てた額とする。

助成事業の経費の内訳は様式 1 - 1 を添付し、推進事業の経費の内訳は上表の備考欄に記載する。

2 収支予算(収支精算)

(1) 収入の部

(単位: 円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
補 助 金					
そ の 他					
計					

(2) 支出の部

(単位: 円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
1 助成事業					
2 推進事業					
計					

(様式第 3 号)

番 号
〇〇 年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住所
氏名

〇〇 年度佐賀県県産木材生産拡大高性能林業機械レンタル支援事業費
補助金変更承認申請書

〇〇 年 月 日付け林業第 号により補助金交付決定の通知があった
〇〇 年度佐賀県県産木材生産拡大高性能林業機械レンタル支援事業費補助金について、
下記に記載した理由により事業の内容及び経費の配分を変更したいので、佐賀県補助金等交
付規則及び佐賀県県産木材生産拡大高性能林業機械レンタル支援事業費補助金交付要綱の規
定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更理由
- 2 事業の内容及び経費の配分 ・ ・ ・ 別紙 1 のとおり
- 3 事業完了予定年月日 〇〇 年 月 日
- 4 収支予算 ・ ・ ・ 別紙 1 のとおり

(注)

- 1 別紙 1 については、補助金交付申請書 (様式第 2 号) に準じて作成し、変更前と変更後が
比較できるよう二段書き (変更前を上段に括弧書き、変更後を下段) で記載すること
- 2 事業変更計画書 (様式 1 - 1) を添付すること

(様式第4号)

番 号
〇〇 年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 住所
氏名

〇〇 年度佐賀県県産木材生産拡大高性能林業機械レンタル支援事業費
補助金実績報告書

〇〇 年 月 日付け林業第 号で補助金交付決定の通知があった
〇〇 年度佐賀県県産木材生産拡大高性能林業機械レンタル支援事業費補助金について、
下記のとおり事業を実施したので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県県産木材生産拡大高
性能林業機械レンタル支援事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告しま
す。

記

- 1 事業の内容及び経費の配分 ・ ・ ・ 別紙1のとおり
- 2 事業完了年月日 〇〇 年 月 日
- 3 収支精算 ・ ・ ・ 別紙1のとおり

完了検査復命書

佐賀県知事 様

〇〇 年 月 日に、（補助事業者名）による〇〇年度佐賀県県産木材生産拡大
高性能林業機械レンタル支援事業の完了検査を実施しましたが、その結果は、別添のと
おりでした。

〇〇 年 月 日

検査者

所属

職名

氏名

（注）添付書類 ... 様式 5 - 1 「完成検査調書」、「完了検査状況写真」

完了検査調書

1 事業の概要

事業内容			
事業主体		事業計画承認年月日	
事業費		交付決定日	
補助金額		完了検査年月日	

2 検査・確認関係者

検査・確認者 所属・職・氏名		
立会者 所属・職・氏名		

3 検査・確認内容

(1) 経理関係に関する事項

--

(2) 往復文書に関する事項

--

(3) 検査・確認所見その他

--

番 号
〇〇 年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 住所
氏名

〇〇 年度佐賀県県産木材生産拡大高性能林業機械レンタル支援事業費補助金
交付請求書

〇〇 年 月 日付け林業第 号で交付決定の通知があった〇〇 年度
佐賀県県産木材生産拡大高性能林業機械レンタル支援事業費補助金のうち、下記金額を交付
されるよう佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県県産木材生産拡大高性能林業機械レンタル支
援事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請 求 額	金	円
内 訳		
交 付 決 定 額	金	円
交 付 済 額	金	円
今 回 請 求 額	金	円
残 額	金	円

金融機関
種 別
口座番号
口座名義

別紙 1 (請求額計算書) を添付すること
(注) 概算払の場合の様式

(別紙 1)

請 求 額 計 算 書

事業区分	事業費	補助事業 に要する 経費	交付決定額 A	既受領額 B		今回請求額 C		残額 A - (B+C)		事業完了 予定年月日	備 考
				金 額	出来高 B/A	金 額	月 日 まで予定 出 来 高 (B+C)/A	金 額	月 日 まで予定 出 来 高		
計											

消費税を除いた金額を補助事業に要する経費（ただし、消費税免税業者又は簡易課税業者の場合は消費税を含む。）とし、補助金額は機種ごとに千円未満を切り捨てた額とする。

上記のとおり相違ないことを確認する。

〇〇 年 月 日

出来高確認者 佐賀県林業課

職・氏名

(様式第 7 号)

番 号
〇〇 年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 住所
氏名

〇〇 年度佐賀県県産木材生産拡大高性能林業機械レンタル支援事業費補助金
交付請求書

〇〇 年 月 日付け林業第 号で確定通知があった〇〇 年度佐賀県
県産木材生産拡大高性能林業機械レンタル支援事業費補助金下記金額を交付されるよう佐賀
県補助金等交付規則及び佐賀県県産木材生産拡大高性能林業機械レンタル支援事業費補助金
交付要綱の規定により請求します。

記

請 求 額 金 円

金融機関
種 別
口座番号
口座名義

(注) 精算払の場合の様式

番 号
〇〇 年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 住所
氏名

〇〇 年度仕入に係る消費税等相当額報告書

〇〇 年 月 日付け佐森連第 号により、補助金の額の確定通知があった
〇〇 年度佐賀県県産木材生産拡大高性能林業機械レンタル支援事業費補助金について、
佐賀県連合会県産木材生産拡大高性能林業機械レンタル支援事業費補助金交付要綱第 9 条第
3 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|----------------------------------|---|---|
| 1 | 補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| | (〇〇 年 月 日付け佐森連第 号による額の確定通知額) | | |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3 - 2) | 金 | 円 |

(注) 内訳資料及びその他参考資料を添付すること

(様式第9号)

財 産 管 理 台 帳

事業主体名

実施年度			〇〇 年度				補助金名		佐賀県県産木材生産拡大高性能林業機械 レンタル支援事業費補助金						
事 業 の 内 容					工 期		経 費 の 配 分				処分制限期間		処分の状況		摘要
事業区分	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事 業 量	着 年 月 日	竣 年 月 日	事業費	補助事業 に要した 経費	負 担 区 分		耐用 年数	処分制限 年 月 日	承 認 年 月 日	処 分 の 内 容	
									補助金	その他					
計															
計															
合 計															

(注) 1 「処分制限年月日」の欄には、処分制限の終期を記入すること

2 「処分の内容」の欄には、譲渡、交換、貸付、担保提供等別に記入すること

3 「摘要」の欄には、譲渡先、交換先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること

4 この様式により難しい場合には、処分「制限期間」欄及び「処分の状況」欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。